

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第30号

(平成21年3月)

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

1 相談の概要

- 平成20年4月から平成20年12月までの相談件数は5,892件で、前年同時期(5,725件)と比べ増加
- 不当請求・架空請求は1,127件と前年同時期(1,432件)に比べ大幅に減少しているものの、引き続き、第1位になっており、依然として注意が必要
- 多重債務相談専用ダイヤル(256-3160)設置、特別相談の実施により、フリーローン・サラ金の相談が引き続き増加傾向

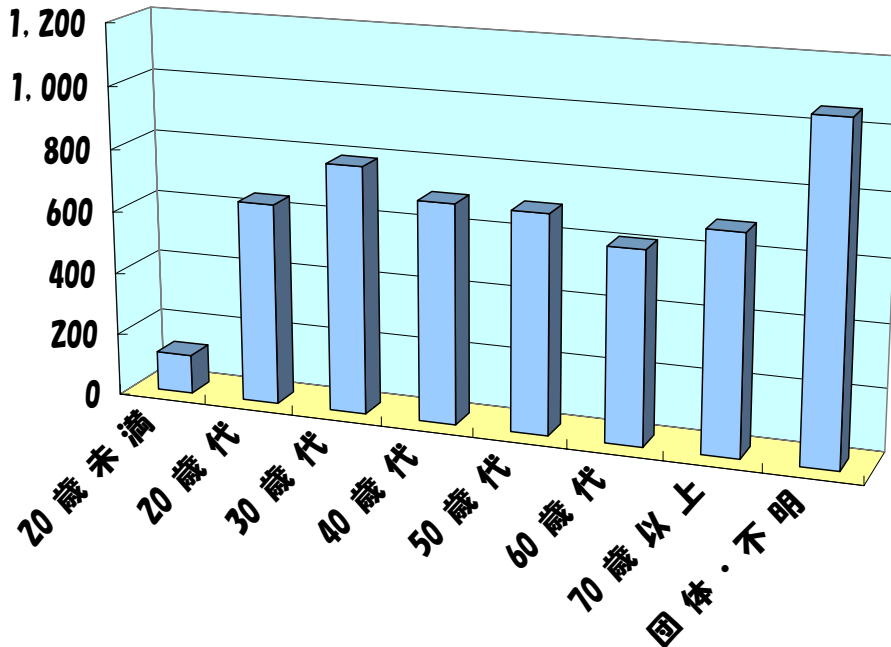
相談ワースト10

商品・役務別相談件数

| 商品・役務名 | 件数 | 構成比 | 主な内容 |
|------------|-------|--------|------------------------|
| 不当請求・架空請求 | 1,127 | 19.1% | はがきによる架空請求, アダルト情報サービス |
| フリーローン・サラ金 | 847 | 14.4% | 多重債務など |
| 賃貸住宅 | 354 | 6.0% | 敷金返還トラブル |
| 理美容 | 175 | 3.0% | エステサービス |
| 書籍・印刷物 | 140 | 2.4% | 同窓会名簿・紳士録 |
| 文具・事務用品 | 132 | 2.2% | 電話機類・パソコン機器類 |
| 電報・電話 | 122 | 2.1% | 通話料, パケット通信料 |
| 教室・講座 | 113 | 1.9% | 英会話教室 |
| 家屋修繕工事 | 107 | 1.8% | 屋根, 床下工事, 設備工事 |
| 食器・台所用品 | 90 | 1.5% | 浄水器 |
| その他 | 2,685 | 45.6% | |
| 合計 | 5,892 | 100.0% | |

年齢構成

| 年 齢 | 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳以上 | 団体不明 | 合 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 件 数 | 133 | 714 | 881 | 783 | 767 | 703 | 760 | 1,151 | 5,892 |
| 構成比 | 2.3% | 12.1% | 15.0% | 13.3% | 13.0% | 11.9% | 12.9% | 19.5% | 100.0% |



2 賃貸マンション等契約時の申込金について

～賃貸借契約の成立前に支払われた金銭は全て預り金とみなされ返金されます～

春先は、就職や進学、転職に伴う転居のため、賃貸マンション入居の申込みが増える時期ですが、その際、「この物件は入居希望者が多い。あらかじめ部屋を押さえておく必要がある」と言われ、申込金・手付金・内金・予約金などの名目で一定の金銭（預り金）を求められることがあります。

契約前に借主が断ると「貸主の承諾を得ているので返金できない」、「借主の都合でキャンセルする場合は返金できない」などと不動産業者が説明し、預り金の返金を拒否し、トラブルに発展するケースが少なからず見受けられます。

そもそも賃貸借契約の成立には、契約の成立前に宅地建物取引業者から当該物件の重要事項についての説明を受けた上で、書面が交付されることになっています（宅地建物取引業法第35条）。

賃貸借契約の成立前に支払われた金銭は、名目を問わず、すべて預り金とみなされます。そのため、契約成立前に預り金を受領していた場合、その預り金は申し込み順位確保のための証拠金として授受されるにすぎず、賃貸借契約が成立するわけではありません。

よって、キャンセルした場合には、業者は預り金を返金しなければなりません（同法第47条の2第3項の国土交通省令及び同法施行規則第16条の12第2項で「預り金の返還の拒否の禁止」を定めています。）。

このようなトラブルに遭わないためには・・・

- 1 預り金を求める業者には注意し、十分な説明を求め、安易な気持ちで申込金を払わない。
- 2 どうしても預り金を支払わなければならない場合、契約の締結に至らなかった場合には返金される旨を明記してもらおう。
- 3 返金されないトラブルに巻き込まれたら、以下に御相談ください
 - (1) 京都市すまい体験館で行っている“すまいよろず相談（TEL 075-693-5131）”
 - (2) 京都市市民総合相談課（市民生活センター TEL 075-256-0800）
 - (3) 京都府の宅建業法所管課（京都府建設交通部建築指導課 TEL 075-414-5341）

3 事故情報 ノーリツ／日立ハウステック 「ガス風呂給湯器【無償点検・部品交換】」について

下記の屋内設置型強制給排気式「ガスふろ給湯器」において、まれに排気通路部に穴あきが発生し、排気の一部が室内に流出する可能性のあることが判明しました。安全に御使用いただくために、排気通路部の部品を無償交換されるとのことですので、以下の窓口まで御連絡ください。

<会社、形式名及び製造年月日>

| 会社名 | 形式名 | 製造年月日 | 該当製品の見分け方 製品型式・製造年月日は 機器本体前面と側面シールにて 表示しております。 ■製品型式をご確認ください。 ■本体前面シール 形 式 GT-165W-FFA 設置の方法 排 気 式 定 格 電 圧 50/60HZ 定 格 消費 電 力 170/200W 定 格 消費 電 力 下記のような設置形態の製品は対象外です。 ●設置イメージ 屋外設置型 二本管式 |
|--|--|----------------------------------|--|
| (株) ノーリツ | GT-165W-FFA GT-165AW-FFA GT-165AWX-FFA | 平成5年(1993年)2月～ 平成8年(1996年)10月 | |
| (株) 日立ハウステック※ ※ 当時の販売元は日立化成工業(株)です。 | WZ-162AT-FF | 平成5年(1993年)6月～ 平成8年(1996年)10月 | |

<連絡先>

| | |
|-------------------------------|-----------------|
| 株式会社ノーリツ相談窓口 (フリーダイヤル) | 0120-462-220 |
| 株式会社日立ハウステック相談窓口 (フリーダイヤル) | 0120-551-654 |
| 受付時間 | 9時～17時30分(平日のみ) |

<国民生活センターホームページ>

http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20090306_1.html

4 無料法律相談実施日の変更について

京都市では、近年の利用率低下をうけ、市民総合相談課で行っている無料法律相談の実施日について、平成21年4月1日から、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

1 市民総合相談課

- (1) 月曜日から金曜日までの相談実施日のうち、水曜日を廃止します。
- (2) 廃止に伴い、予約制の実施日を水曜日から金曜日に変更します。
- (3) 第2，4水曜日の夜間無料法律相談については変更しません。

2 各区役所・支所

変更しません。

| | 平成20年度 | 平成21年度 |
|----------------|-----------------------|----------------------|
| 市民総合相談課 | 月～金曜日 午後 (水曜日は予約制) | 水曜日を廃止 (金曜日が予約制に) |
| | 第2，4水曜日 夜間 (予約制) | 変更なし |
| 上京・中京・東山・下京区役所 | 水曜日 午後 | 変更なし |
| 上記を除く区役所 | 水曜日 午後 | 変更なし |
| 各支所 | 水曜日 午後 | 変更なし |

3 問い合わせ先

市民総合相談課 TEL 075-256-1110

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

消費生活相談受付時間 月～金(祝休日除く。)午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

を御覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ

☎075-257-9002 午前10時～午後4時



平成21年3月発行 京都市印刷物 第204641号